

南知多町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8年 3月18日

南知多町長

石黒和彦

南知多町条例第12号

南知多町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

南知多町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年
南知多町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1」を「別表」に改める。

第4条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、南知多町職員等の旅費に関する条例（令和8年条例第 号）に定める町長等に支給する旅費の額に相当する額とし、その支給方法は、同条例の規定の例による。

第4条第3項を削る。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。